

基礎から学ぶ 小規模多機能運営の具体策

■第2回：人員基準と収支モデル

天晴れ介護サービス総合教育研究所 株式会社
代表取締役 榊原 宏昌

ご受講にあたって

■第1部 10:00～11:30

zoomセミナー（参加者の**お名前やお顔は出ません**）

ご意見/ご感想/ご質問（チャット）に対し**リアルタイムに応答**

※「**すべてのパネリスト**」宛にチャットをお願いします

■第2部 11:30～12:00

希望者による口頭でのご質問・ご相談・他の参加者との交流等
参加者の**お名前やお顔は出ます**（ビデオOFFは可能）

■事前に資料送付、セミナー後に「**動画データ**」と「**資料**」を送付します

※急用やネット環境不良等の場合は後日動画でご視聴下さい

※**法人内のみ**のご活用にとどめて下さい

■動画＋資料は**一般販売**もさせていただきます（**以前のものもご視聴可能!**）

講師プロフィール

昭和52年、愛知県生まれ 介護福祉士、介護支援専門員
京都大学経済学部卒業後、特別養護老人ホームに介護職として勤務
社会福祉法人、医療法人にて、生活相談員、グループホーム、居宅ケアマネジャー、
有料老人ホーム、小規模多機能等の管理者、新規開設、法人本部の仕事に携わる
15年間の現場経験を経て、平成27年4月「介護現場をよくする研究・活動」を目的として独立



著書、雑誌連載多数。講演、コンサルティングは年間300回を超える
4児の父、趣味はクラシック音楽。ブログ、facebookは毎日更新中、日刊・週刊のメルマガ配信中
Zoomセミナー、動画講座も配信中。介護の読書会、介護現場をよくするオンライン・コンサルティング 主催
天晴れ介護サービス総合教育研究所 <https://www.appare-kaigo.com/> 「天晴れ介護」で検索

- HMS介護事業コンサルタント ■WJU介護事業運営コンサルタント
- C-M-A-S介護事業経営研究会スペシャリスト ■全国有料老人ホーム協会 研修委員
- 日本福祉大学 社会福祉総合研修センター 兼任講師 ■一般社団法人 考える杖 理事
- 稲沢市介護保険事業計画策定委員会、地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会委員
- 出版実績：日総研出版、中央法規出版、ナツメ社、メディカ出版、その他多数
- 平成20年第21回GEヘルスケア・エッセイ大賞にてアーリー・ヘルス賞を受賞
- 榊原宏昌メールアドレス sakakibara1024@gmail.com

介護現場をよくする研究・活動



- facebook、ブログ等を毎日更新、情報発信
- メルマガ（日刊：介護の名言、週刊：介護現場をよくする研究&活動通信）
- 以上の情報はHP（「天晴れ介護」で検索）よりどうぞ

本日の内容

- 小規模多機能の経営状況
- 小規模多機能の人員基準
- 小規模多機能の収支モデル

本日の内容

■ 小規模多機能の経営状況

経営状況について

福祉医療機構は2月27日、2017年度の小規模多機能型居宅介護事業の経営状況に関するリサーチレポートを公表した。

サービス活動収益対サービス活動増減差額比率は、16年度とほぼ横ばいの**4.1%**だった。

機構は、登録者1人1カ月当たりのサービス活動収益は5238円増加した一方で、従事者1人当たりの人件費が前年度から8万円増加したことが影響したと分析した。

赤字施設の割合は16年度と同水準の41.2%だった。定員別の状況では、**29人定員**の施設はサービス活動収益対サービス活動増減差額比率が**8.4%**、**赤字施設の割合が29.5%**なのに対して、**25人定員**の施設では、サービス活動収益対サービス活動増減差額比率が**0.5%**、**赤字施設の割合は48.2%**となり、経営状況に大きな差が見られた。職種別の登録者10人当たりの従事者数を見ると、29人定員施設は25人定員施設より0.42人（約7%）少ないことから「スケールメリットが効いていると考えられ、サービス活動増減差額比率に強く影響していると考えられる」と分析した。

また、赤字施設と黒字施設の登録率を比較したところ、黒字施設が86.4%だったのに対して赤字施設は74.7%にとどまっております、両者の差は前年度から0.7%拡大した。機構は「登録率は収益に大きく影響する」としている。

利用者の平均要介護度をみると、1.8を下回るところで赤字の割合が多くなる傾向がみられた。黒字の事業所では、総合マネジメント体制強化加算や訪問体制強化加算、認知症加算の算定率がやはり高い。こうした加算の取得状況と要介護度のレベルが、収入の多寡に大きく影響しているとみられる。

経営状況について

- 登録定員は**29名**、稼働はもちろん**100%**
- 平均要介護度**は最低でも**2.5**、可能な限り**3.0**を狙う
- 要支援**は**2名**以内（多くても3名、つまり**10%未満**）
- 訪問体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算などの**大きな加算**は必ず算定
- 人員は**法定人員程度**で考える
- 月次で100～150万円**程度の利益（**利益率15%～20%**）
200万円（25%）も不可能ではない

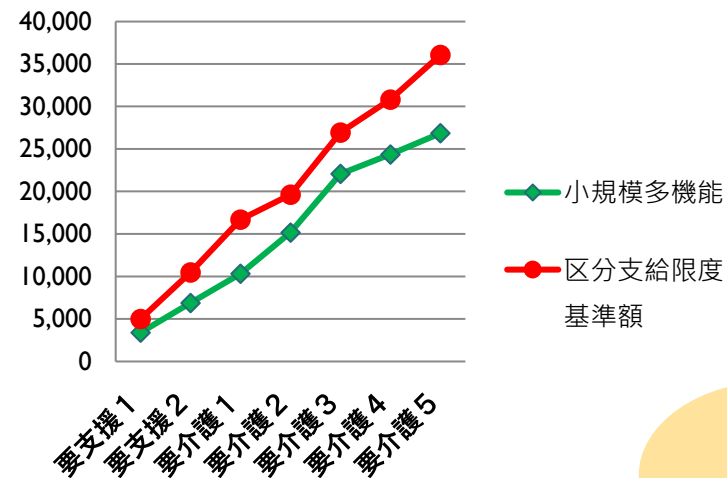
小規模多機能の基本報酬(月)

	小規模多機能	区分支給限度基準額	差
要支援 1	3,418単位	5,032単位	1,614単位
要支援 2	6,908単位	10,531単位	3,623単位
要介護 1	10,364単位	16,765単位	6,401単位
要介護 2	15,232単位	19,705単位	4,473単位
要介護 3	22,157単位	27,048単位	4,891単位
要介護 4	24,454単位	30,938単位	6,484単位
要介護 5	26,964単位	36,217単位	9,253単位

※上記は基本報酬のみであり、加算なし

※併用できるサービスは

訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導
福祉用具貸与、特定福祉用具販売、
住宅改修



小規模多機能の加算・減算

初期加算(支)	30単位/日	登録から起算30日
認知症加算Ⅰ	800単位/月	自立度Ⅲ
認知症加算Ⅱ	500単位/月	介護度2かつ自立度Ⅱ
看護職員配置加算Ⅰ	900単位/月	常勤看護師
看護職員配置加算Ⅱ	700単位/月	常勤准看護師
看護職員配置加算Ⅲ	480単位/月	看護職員常勤換算1
看取り連携体制強化加算	64単位/日	看護職員配置加算Ⅰ
訪問体制強化加算	1,000単位/月	訪問200回/月
総合マネジメント体制強化加算(支)	1,000単位/月	多職種協働、地域活動
生活機能向上連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)	100、200単位/月	理学療法士等と連携
若年性認知症利用者受入加算(支)	800、450単位/月	認知症加算と併算定×
栄養スクリーニング加算	5単位/回	6月に1回を限度
サービス提供体制強化加算Ⅰ～Ⅲ(支)	640～350単位/月	介護福祉士、常勤等
介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅴ(支)	10.2%～	
登録者定員超過減算(支)	▲30%	
人員基準欠如減算(支)	▲30%	
過少サービス減算(支)	▲30%	1人あたり週4回未満
中山間地域等の者へのサービス(支)	5%	

本日の内容

■ 小規模多機能の人員基準

小規模多機能の人員基準

常勤換算 勤務延時間数 専従等		<p>「常勤換算方法」 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法</p>
		<p>勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、指定小規模多機能型居宅介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所を併設している場合であって、ある従業者が指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者と指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者を兼務する場合、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の勤務延時間数には、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者としての勤務時間だけを算入することとなる</p>
	<p>非常勤の従業者の休暇や出張(以下「休暇等」)の時間は、サービス提供に従事する時間とはいえないので、常勤換算する場合の勤務延時間数には含めない。</p>	
	<p>常勤の従業者の休暇等の期間についてはその期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものとして取り扱うものとする。</p>	

小規模多機能の人員基準

		<p>「勤務延時間数」 勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数とする。</p>
		<p>なお、従業者一人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。</p>
		<p>「常勤」 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</p>
		<p>同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、<u>指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。</u></p>

小規模多機能の人員基準

2 常勤換算方法

(1) 従業者の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）で除することにより計算する方法です。計算に当たっては、1か月（4週間）を基本として計算します。

（計算例（常勤者が勤務すべき時間数が週40時間・4週160時間の場合））

ア 4週128時間の非常勤者A + 4週96時間の非常勤者Bの常勤換算数は、
 $(128 + 96) \div 160 = 1.4$ となります。

イ 1月ベース（30日・31日等）で計算する場合は、適宜分母を大きくして計算します。30日勤務、1月176時間の常勤者A + 1月168時間の常勤者B + 1月96時間の非常勤者Cの常勤換算数は、 $(176 + 168 + 96) \div (160 \times (30 \div 28)) = 2.5$ 等となります。（他に合理的な計算方法があれば $(160 \times (30 \div 28))$ とする必要はありません。ただし、160のまま除することは不適切です。）

柏市の資料より

小規模多機能の人員基準

【休暇・出張の時間がある場合の計算例】

常勤者が勤務すべき時間数：月 160 時間

日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
常勤者 A	8	8	8	8	8	休	休	8	8	8	8	8	休	休
常勤者 B	休	8	8	8	8	8	休	休	8	8	8	8	8	休
非常勤者 C	休	6	6	6	6	休	休	休	有	6	6	6	6	休
非常勤者 D	6	休	休	休	有	6	休	6	休	休	休	休	6	休

	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	計
続き	8	8	8	8	有	休	休	8	8	有	8	8	休	休	160
	休	8	8	8	8	8	休	休	8	8	8	8	8	休	160
	休	有	6	6	6	6	休	休	6	6	6	6	休	休	96
	6	休	休	休	休	6	休	6	休	休	休	休	6	休	48

休：休日，有：有給休暇

→この場合、常勤換算数は、 $2 + (96 + 48) \div 160 = 2.9$ となります。

柏市の資料より

小規模多機能の人員基準

		<p><常勤要件について> 各加算の算定要件で「常勤」の有資格者の配置が求められている場合、<u>育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置の対象者について常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間としているときは、当該対象者については30時間勤務することで「常勤」として取り扱って良いか。</u> 27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報vol.454「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)」の送付について /1</p> <p>そのような取扱いで差し支えない。</p>
		<p>「専ら従事する」「専ら提供に当たる」 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従事者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。</p>

小規模多機能の人員基準

代表者			代表者とは、基本的には、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当するが、法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でない と判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えない。
			代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であることが必要
			代表者としての資質を確保するために、指定を受ける際(指定を受けた後に代表者の変更の届出を行う場合を含む。)に、「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了しているものとする。
			ただし、代表者の変更の届出を行う場合については、代表者交代時に「認知症対応型サービス事業開設者研修」が開催されていないことにより、当該代表者が「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していない場合、代表者交代の半年後又は次回の「認知症対応型サービス事業開設者研修」日程のいずれか早い日までに「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了することで差し支えない。

小規模多機能の人員基準

管理者			<p>指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。</p> <p>イ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者としての職務に従事する場合</p> <p>ロ 事業所に併設する基準第63条第6項各号に掲げる施設等の職務に従事する場合</p> <p>ハ 同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事する場合（当該事業所が、指定夜間対応型訪問介護、指定訪問介護又は指定訪問看護の事業を一体的に運営している場合の当該事業に係る職務を含む。）</p>
			<p>管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者であることが必要である。</p>
			<p>管理者としての資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合を含む。）に、113号告示第2号に規定する研修を修了しているものとする。</p>

小規模多機能の人員基準

介護支援専門員			登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事することができる
			小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が行うことになっている業務を適切に行うことができると認められるのであれば、非常勤で勤務する以外の時間帯において、居宅介護支援事業所の介護支援専門員やグループホームの計画作成担当者として勤務することは差し支えない
			介護支援専門員は利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできるものである。また、非常勤でも差し支えない。
			介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

小規模多機能の人員基準

介護・看護職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	小規模多機能型居宅介護従業者のうち一以上の者は、常勤でなければならない。
			小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師でなければならないこととされているが、看護師又は准看護師は、常勤を要件としておらず、毎日配置していなければいけないということではない
			小規模多機能型居宅介護従業者については、介護福祉士や訪問介護員の資格等は必ずしも必要としないが、介護等に対する知識、経験を有する者であることを原則とする。なお、これ以外の小規模多機能型居宅介護従業者にあっても研修の機会を確保することなどにより質の向上を図るものとする。

小規模多機能の人員基準

		<p><通所介護等における看護職員の業務について> 通所介護等において、看護職員による健康管理や必要に応じて行う利用者の観察等の業務の実施が困難な状況であった場合、医師又は歯科医師が当該業務を代替して行うことは可能か。</p>
		<p>30.8.6 事務連絡「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.6) (平成30年8月6日)」の送付について / 3</p>
		<p>通所介護、地域密着型通所介護の看護職員(看護師・准看護師)の配置基準については、平成27年度介護報酬改定において、営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、他の医療機関等の看護職員とサービス提供時間を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には看護職員が確保されている取り扱いとしたところである。</p>
		<p>しかしながら、やむを得ず看護職員の確保が困難となった場合には、速やかに人員確保をするべきであるものの、<u>看護職員が確保されるまでの間、看護職員が行うバイタルチェックなどの健康管理や必要に応じて行う利用者の観察等の業務について、医師又は歯科医師が代替して行うことは可能であると解することとして差し支えない。</u>小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の看護職員の配置基準についても同様とする。</p>
		<p>また、この場合、これらのサービスにおいて看護職員又は介護職員等の配置を要件とする加算のうち、通所介護、地域密着型通所介護の認知症加算及び口腔機能向上加算並びに小規模多機能型居宅介護の訪問体制強化加算については、看護職員又は介護職員等の業務を医師又は歯科医師が代替して行うことが可能であると解することとして差し支えないが、各々の加算要件を変更するものではないことから、勤務形態等その他要件はすべて満たす必要があるので留意されたい。</p>

小規模多機能の人員基準

1日ごとの配置		夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、宿泊サービスの利用者の生活サイクル等に応じて設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の時間帯以外の小規模多機能の提供に必要な小規模多機能型居宅介護従業者を確保するものとする。
		夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に、常勤換算方法で、通いサービスの利用者)の数が三又はその端数を増すごとに一以上
		それに加え、日中については、常勤換算方法で1名以上に訪問サービスの提供を行わせる
		夜間については、夜勤1名＋宿直1名に宿泊サービス及び夜間の訪問サービスに当たらせる
		宿泊サービスの利用者のための夜勤職員に加えて配置される宿直職員は、主として登録者からの連絡を受けての訪問サービスに対応するために配置されるものであることから、連絡を受けた後、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はないものである
		通いサービスの利用定員を15名とし、日中の勤務帯を午前6時から午後9時までの15時間、常勤の職員の勤務時間を8時間とした場合、常勤換算方法で通いの利用者3人に対して1名の小規模多機能型居宅介護従業者を配置すればよいことから、通いの利用者が15名の場合、日中の常勤の小規模多機能型居宅介護従業者は5名となり、日中の15時間の間に、8時間×5人＝延べ40時間分のサービスが提供されていることが必要である。それに加え、日中については、常勤換算方法で1名以上に訪問サービスの提供を行わせる。
		具体的には、通いサービスに要する時間(延べ40時間)、日中の訪問サービスに要する時間(8時間)、夜勤及び宿直職員の勤務時間を合計した指定小規模多機能型居宅介護において必要となる延べサービス時間を確保することができるよう、有給休暇、研修時間、常勤・非常勤の別、サービス提供のあり方など、各事業所で定める諸条件を踏まえた上で、実際に配置しなければならない職員数を確保することが必要である。

訪問体制強化加算

- ① 訪問体制強化加算は、訪問サービスを担当する常勤の従業者を2名以上配置する指定小規模多機能型居宅介護事業所において、当該事業所における全ての登録者に対する訪問サービスの提供回数が1月当たり延べ200回以上である場合に当該加算を算定する。当該加算を算定する場合にあっては、当該訪問サービスの内容を記録しておくこと。
- ② 「訪問サービスを担当する常勤の従業者」は、訪問サービスのみを行う従業者として固定しなければならないという趣旨ではなく、訪問サービスも行っている常勤の従業者を2名以上配置した場合に算定が可能である。

訪問体制強化加算について、訪問サービスを担当する常勤の従業者は、小規模多機能型居宅介護の訪問サービス以外の業務に従事することは可能か。27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）」の送付について /164

「訪問サービスを担当する常勤の従業者」は、訪問サービスのみを行う従業者として固定しなければならないという趣旨ではなく、当該小規模多機能型居宅介護事業所における訪問サービス以外の業務に従事することも可能である。

訪問体制強化加算について、訪問サービスを担当する常勤の従業者を2名以上配置することとされているが、当該事業所の営業日・営業時間において常に満たすことが必要か。27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報 vol.454 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）」の送付について /165

「訪問サービスを担当する常勤の従業者」は、当該事業所において訪問サービスの提供に当たる者のうち2名以上を常勤の従業者とすることを求めるものであり、当該事業所の営業日・営業時間において常に訪問を担当する常勤の従業者を2名以上配置することを求めるものではない。

看護職員配置加算

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1月につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合において、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 看護職員配置加算 (I) 900単位
- (2) 看護職員配置加算 (II) 700単位
- (3) 看護職員配置加算 (III) 480単位

二十九 指定小規模多機能型居宅介護における看護職員配置加算に係る施設基準

イ 看護職員配置加算 (I) を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の施設基準

- (1) 専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の看護師を一名以上配置していること。
- (2) 通所介護費等の算定方法第七号に規定する基準に該当していないこと。

ロ 看護職員配置加算 (II) を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の施設基準

- (1) 専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の准看護師を一名以上配置していること。
- (2) イ(2)に該当するものであること。

ハ 看護職員配置加算 (III) を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の施設基準

- (1) 看護職員を常勤換算方法で一名以上配置していること。
- (2) イ(2)に該当するものであること。

厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)

最終改正:平成28年3月31日厚生労働省告示第131号

看護職員配置加算

看護師資格を有する管理者については、看護職員配置加算の要件である常勤かつ専従を満たすこととして、加算を算定することは可能か。

21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q & A(vol.1) / 126

指定基準等においては、看護職員の配置は常勤要件とはされていない。一方、看護職員配置加算は、利用者ニーズへの対応を図るため、常勤かつ専従を要件として創設されたものであることから、お尋ねのような場合についての加算の算定は認められない。

小規模多機能の人員基準(8 - 20)

	早番 7-16	日勤 9-18	日勤 9-18	パート 9-16	遅番 11-20	夜明 16-9	看護 9-18	CM 9-18	管理 9-18
5									
6									
7									
8	7H					1H			
9		8H	8H	6H			8H	4H	4H
10									
11					8H				
12									
13									
14								CM	管理
15									
16						4H			
17									
18									
19									
20	登録29名、通い18名、8時～20時設定								
21	このパターンだと58H（法定56H）となり人員基準を満たす								

CMの配置規定はないことから、日によって調整可能

小規模多機能の人員基準(8 - 20)

		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	休	夜	
		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	0	0	
管理者	1	日	日	日	日	日	—	—	日	日	日	日	日	—	—	日	日	日	日	日	—	—	日	日	日	日	日	—	—	日	日	—	9	0	
ケアマネ	1	—	—	日	日	日	日	—	—	日	日	日	日	日	—	—	日	日	日	日	日	—	—	日	日	日	日	日	—	—	日	日	—	9	0
看護	1	日	日	日	日	日	—	—	日	日	日	日	日	—	—	日	日	日	日	日	—	—	日	日	日	日	日	—	—	日	日	—	9	0	
看パ	0.7	—	日	—	—	—	日	日	—	日	—	—	—	日	日	日	—	—	—	—	日	日	日	日	日	—	—	—	日	日	日	—	16	0	
介	1 1	日△	遅	夜	明	—	—	日△	遅	夜	明	—	—	日△	遅	夜	明	—	—	日△	遅	夜	明	—	—	日△	遅	夜	明	—	早	日△	9	5	
介	2 1	—	日△	遅	夜	明	—	—	日△	遅	夜	明	—	—	日△	遅	夜	明	—	—	日△	遅	夜	明	—	早	日△	遅	夜	明	—	早	9	5	
介	3 1	—	—	日△	遅	夜	明	—	—	日△	遅	夜	明	—	—	日△	遅	夜	明	—	早	日△	遅	夜	明	—	早	日△	遅	夜	明	—	9	5	
介	4 1	明	—	—	日△	遅	夜	明	—	—	日△	遅	夜	明	—	早	日△	遅	夜	明	—	—	日△	遅	夜	明	—	—	日△	遅	夜	明	9	5	
介	5 1	夜	明	—	—	日△	遅	夜	明	—	早	日△	遅	夜	明	—	—	日△	遅	夜	明	—	—	日△	遅	夜	明	—	—	日△	遅	夜	9	6	
介	6 1	遅	夜	明	—	早	日△	遅	夜	明	—	—	日△	遅	夜	明	—	—	日△	遅	夜	明	—	—	日△	遅	夜	明	—	—	日△	遅	9	5	
バ	7 1	早	早	早	早	—	早	早	早	早	—	早	早	早	早	—	早	早	早	早	—	早	早	早	早	早	—	—	早	早	早	—	8	0	
バ	8 1	日B	日B	日B	日B	日B	—	—	日B	日B	日B	日B	日B	—	—	日B	日B	日B	日B	日B	—	—	日B	日B	日B	日B	日B	—	—	日B	日B	日B	8	0	
バ	9 0.85	9- 16	9- 16	9- 16	—	—	日B	日B	9- 16	9- 16	9- 16	—	—	日B	日B	9- 16	9- 16	9- 16	—	—	日B	日B	9- 16	9- 16	9- 16	—	—	日B	日B	9- 16	9- 16	9- 16	8	0	
バ	10 0.4	9- 16	—	—	—	—	9- 16	9- 16	9- 16	—	—	—	—	9- 16	9- 16	—	9- 16	—	—	—	—	9- 16	9- 16	—	—	—	—	9- 16	9- 16	—	—	9- 16	19	0	
バ	11 0.55	—	—	—	9- 16	9- 16	9- 16	9- 16	—	—	—	9- 16	9- 16	9- 16	9- 16	—	—	—	9- 16	9- 16	9- 16	9- 16	—	—	—	9- 16	9- 16	9- 16	9- 16	—	—	—	15	0	
13.5人		60	62	58	58	58	60	60	60	62	58	58	58	60	60	62	60	58	58	58	60	60	62	62	58	58	58	60	60	60	60	60	60	60	

小規模多機能の人員基準(6 - 21)

	早番 7-16	日勤 9-18	日勤 9-18	パート 9-16	遅番 11-20	夜明 16-9	看護 9-18	CM 9-18	管理 9-18			
5												
6						3H						
7	8H											
8												
9		8H	8H	6H			8H	4H	4H			
10												
11					8H							
12												
13												
14								CM	管理			
15												
16						5H						
17												
18	<p>登録29名、通い18名6時～21時設定 このパターンだと62H（法定では56H）であり 人員基準を満たす。 9-16のパートはいなくてもOK（56H） ただ、9-16の加配は現場的には適正かも。</p>											
19												
20												
21												

CMの配置規定はないことから、日によって調整可能

小規模多機能の人員基準(6 - 21)

		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	休	夜	
		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	0	0	
管理者	1	日	日	日	日	日	—	—	日	日	日	日	日	—	—	日	日	日	日	日	—	—	日	日	日	日	日	—	—	日	日	—	9	0	
ケアマネ	1	—	—	日	日	日	日	日	—	—	日	日	日	日	日	—	—	日	日	日	日	日	—	—	日	日	日	日	日	日	—	日	日	9	0
看護	1	日	日	日	日	日	—	—	日	日	日	日	日	—	—	日	日	日	日	日	—	—	日	日	日	日	日	—	—	日	日	—	9	0	
看パ	0.7	—	日	—	—	—	日	日	—	日	—	—	—	日	日	日	—	—	—	—	日	日	日	日	—	—	—	日	日	日	—	日	16	0	
介	1	1	日A	遅	夜	明	—	—	日A	遅	夜	明	—	—	日A	遅	夜	明	—	—	日A	遅	夜	明	—	—	日A	遅	夜	明	—	早	日A	9	5
介	2	1	—	日A	遅	夜	明	—	—	日A	遅	夜	明	—	—	日A	遅	夜	明	—	—	日A	遅	夜	明	—	早	日A	遅	夜	明	—	早	9	5
介	3	1	—	—	日A	遅	夜	明	—	—	日A	遅	夜	明	—	—	日A	遅	夜	明	—	早	日A	遅	夜	明	—	早	日A	遅	夜	明	—	9	5
介	4	1	明	—	—	日A	遅	夜	明	—	—	日A	遅	夜	明	—	早	日A	遅	夜	明	—	—	日A	遅	夜	明	—	—	日A	遅	夜	明	9	5
介	5	1	夜	明	—	—	日A	遅	夜	明	—	早	日A	遅	夜	明	—	—	日A	遅	夜	明	—	—	日A	遅	夜	明	—	—	日A	遅	夜	9	6
介	6	1	遅	夜	明	—	早	日A	遅	夜	明	—	—	日A	遅	夜	明	—	—	日A	遅	夜	明	—	—	日A	遅	夜	明	—	—	日A	遅	9	5
バ	7	1	早	早	早	早	—	早	早	早	早	早	—	早	早	早	早	—	早	早	早	早	—	早	早	早	早	—	—	早	早	早	—	8	0
バ	8	0.85	日	日	日	日	—	—	—	日	日	日	日	—	—	—	日	日	日	日	—	—	—	日	日	日	日	—	—	—	日	日	日	12	0
バ	9	0.55	—	—	—	—	日	日	日	—	—	—	—	日	日	日	—	—	—	—	日	日	日	—	—	—	—	日	日	日	—	—	—	19	0
12.1人		56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56

人員基準再考

□	□	利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数（小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、1日ごとの同時に通いサービスの提供を受けた者（短期利用居宅介護費を算定する者を含む。）の数の最大値を合計したものを当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。
---	---	--

4月	1日	2日	...	30日	...	3月	1日	2日	...	31日	平均 利用者数
通い 人数	14人	16人	...	12人	...	通い 人数	15人	12人	...	17人	

前年度日数365日（366日）

例：16.22=16.3人

通い平均利用者数 について3又はその端数を増すごとに1+1（訪問）
=日中勤務帯に必要な職員数（時間）

例：16.22=16.3人→通いに対して6人→6+1=7人=56H

人員基準再考

			日々の通いサービスの実際の職員配置については、その日ごとの状況に応じて判断する必要があるが、単に通いサービスの利用者がいないからといって職員を配置しないということではなく、通いサービスを利用しない者に対する訪問サービスも含め、利用者には何かの形で関わることができるような職員配置に努めるものとする。	
			暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所又は施設において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、小数点第2位以下を切り捨てるものとする	

■ローカルルール

その日ごとでなく、通い平均利用者数から出る56Hが下限で、日ごとで増えたら増員という市町村もある

その日ごと通い人数	12人	13人	14人	15人	16人	17人	18人	19人	20人
日中職員勤務時間	4+1 =5人 =40H		5+1 =6人 =48H			6+1 =7人 =56H			7+1 =8人 =64H

通い平均利用数例：16.66=16.3人→6+1=7人=56H

4月	1日	2日	...	30日
通い人数	12人	16人	13人
日中職員勤務時間	40H	56H	...	48H

1日ごとを満たす
&
1以上
↓
人員基準

56H × 30日 = 1680H

人員基準再考

		やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に1割の範囲内で減少した場合は、1月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなすこととする。	
		人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について減算	
		1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、減算(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)	

通い平均利用数例：16.22=16.3人→6+1=7人=56H

4月	1日	2日	...	30日			
通い人数	12人	16人	13人			
日中職員勤務時間	40H	+	56H	+	...	+	48H

この数が
0.9以上1未満か
0.9未満かで
減算が変わる

$$56H \times 30日 = 1680H$$

ただし、減算を免れたとしても、運営基準違反であることに変わりはないため、指定取り消しの検討対象となることに注意!!!

4月	5月	6月
1割以下の減員 ー	1割以下の減員 ー	×減算(回復する月まで減算)
1割以下の減員 ー	月末には回復(なかったことに)	
1割超の減員 ー	×減算(回復する月まで減算)	

人員基準再考

人員基準チェックリスト（小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護）
事業所名称

職 種	基準（空欄に必要事項を記入し、各項目の該当する「□」又は「○」にし点を付すこと。）					
通いサービスの利用者数 （前年度の平均）	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">前年度の通いサービスの利用者延数 人・日</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">÷</td> <td style="width: 33%;">前年度の日数 日</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">=</td> <td style="width: 14%;">通いサービスの利用者数 (A) 人 <small>(小数点第2位以下切上)</small></td> </tr> </table>	前年度の通いサービスの利用者延数 人・日	÷	前年度の日数 日	=	通いサービスの利用者数 (A) 人 <small>(小数点第2位以下切上)</small>
前年度の通いサービスの利用者延数 人・日	÷	前年度の日数 日	=	通いサービスの利用者数 (A) 人 <small>(小数点第2位以下切上)</small>		
夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯 （日中の時間帯）	<p style="text-align: center;">: ~ : (時間)</p> <p>※夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、宿泊サービスの利用者の生活サイクル等に応じて設定すること。</p>					

従業者	小規模多機能型居宅介護従業者	<p>〈必要数〉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">通いサービスの利用者数 (A) 人</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">÷</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">3</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">=</td> <td style="width: 37%;">通いサービスの提供に当たる者(B) 人 <small>(小数点以下切上)</small></td> </tr> </table>	通いサービスの利用者数 (A) 人	÷	3	=	通いサービスの提供に当たる者(B) 人 <small>(小数点以下切上)</small>
		通いサービスの利用者数 (A) 人	÷	3	=	通いサービスの提供に当たる者(B) 人 <small>(小数点以下切上)</small>	
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">通いサービスの提供に当たる者(B) 人</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">+</td> <td style="width: 33%;">訪問サービスの提供に当たる者 1人</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">=</td> <td style="width: 14%;">必要数 人</td> </tr> </table>	通いサービスの提供に当たる者(B) 人	+	訪問サービスの提供に当たる者 1人	=	必要数 人
通いサービスの提供に当たる者(B) 人	+	訪問サービスの提供に当たる者 1人	=	必要数 人			
<p>〈配置員数〉(月)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">従業者の日中の勤務延時間数 時間</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">÷</td> <td style="width: 25%;">常勤の従業者が勤務すべき時間数 時間 <small>(1日当たり)</small></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">÷</td> <td style="width: 15%;">当該月の日数 日</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">=</td> <td style="width: 15%;">常勤換算後の員数 人 <small>(小数点第2位以下切捨)</small></td> </tr> </table>	従業者の日中の勤務延時間数 時間	÷	常勤の従業者が勤務すべき時間数 時間 <small>(1日当たり)</small>	÷	当該月の日数 日	=	常勤換算後の員数 人 <small>(小数点第2位以下切捨)</small>
従業者の日中の勤務延時間数 時間	÷	常勤の従業者が勤務すべき時間数 時間 <small>(1日当たり)</small>	÷	当該月の日数 日	=	常勤換算後の員数 人 <small>(小数点第2位以下切捨)</small>	

向日市の資料より

人員基準再考

<p>2 従業者の員数</p>	<p>従業者</p> <p><input type="checkbox"/> 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、通いサービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上、訪問サービスの提供にあたる従業者を1以上配置しているか。◆平18厚令34第63条第1項</p> <p>〔算出方法〕</p> <p>■夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に配置が必要な介護従業者数</p> <p>$\frac{\text{前年度の通いサービスの利用者数の平均}}{\text{人}} \div 3 = \text{人} \Rightarrow \text{人} + 1 \text{人} = \text{人 (a)}$</p> <p style="text-align: center;">*小数点以下繰上げ</p> <p>■夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に配置されている介護従業者数(暦月)(年 月分)</p> <p>$\frac{(\text{時間} - \text{時間}) \div 4 \text{週間} \div \text{時間}}{\text{4週の総勤務時間数} \quad \text{うち夜間・深夜の時間帯の勤務時間数} \quad \text{常勤職員の1週の勤務時間}}$</p> <p>= 人</p> <p>■夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に必要な日々の必要な介護従事者の延勤務時間数</p> <p>$\text{人 (a)} \times \text{時間} \Rightarrow \text{時間} \quad \text{※1}$</p> <p style="text-align: center;">常勤の勤務時間(1日)</p> <p>【夜間及び深夜の時間帯】 : ~ : (※夜勤時間ではないので注意)</p>	<p>適・否</p> <p>利用者数は前年度の平均値であることに注意</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>※1</p> <p>日々においても必要な延べ勤務時間数を満たしていることが必要</p> <p>⇒1日でも勤務時間数が不足する場合も人員基準違反</p> </div>
-----------------	--	---

京都市の資料より

人員基準再考

(介護予防)小規模多機能型居宅介護 自己点検表
(「利用者実績及び従業者の勤務実績表」含む)

事業所名	
点検者職・氏名	
点検年月日	年 月 日

○各項目を確認書類等により点検し、確認事項の内容を満たしているものは「通」、そうでないものは「不通」にチェックをしてください。
○該当しない項目については未記入のままにしてください。
○根拠条文の「基準」は、「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」、「予防基準」は「新潟市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」を指します。

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
				通	不通
I 基本方針等					
基本方針	要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において日常生活を営むことができるようにするための援助を行っていますか。	基準第82条	・運営規程	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1 介護予防	利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指していますか。	予防基準第44条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
II 人員基準					
従業者の員数等	【サテライト型以外】 〔介護の提供に当たる職員〕 夜間及び深夜の時間帯以外に介護従業者の員数は、通いサービスの利用者数が3又はその増数を増すごとに1以上配置していますか。 訪問サービスについては、その提供に当たる従業者1以上配置していますか。 夜間及び深夜の時間帯の夜勤の員数1以上に加え、宿直1以上を配置していますか。 宿泊サービスの利用者がない場合であっても、宿直又は夜勤従業者を配置していますか。	基準第83条 予防基準第45条	・職員勤務表 ・職員名簿、雇用契約書 ・資格を確認する書類 ・就業規則 ・賞金台帳等 ・利用者の登録状況、利用状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

新潟市の資料より

勤務表作成の方法

暦月ごとの勤務管理の場合のスケジュール	
5日	希望休確認開始
15日まで	希望休提出
15日～20日	勤務表作成（管理者） 人員基準確認、必要な調整
20日まで	管理者→本部
20日～22日	本部にて人員基準確認
1週間前（23日）	職員に配布
月末～3日	勤務表実績と出勤簿（タイムカード等）の突合 人員基準確認
	給与計算 本部による人員基準確認

開設直後の人員基準

6月未満	基本的には通いサービスの利用定員の90%を基に算定すべきであるが、当面、3以上の数で、指定の際に事業者からあらかじめ届け出られた利用者見込数を前提に算定することとして差し支えない。 この場合において、届け出られた通いサービスの利用者見込数を超える状況となれば、事業者は届出内容を変更する必要がある。
6月以上1年未満	直近の6月における全利用者等の延数を6月間の日数で除して得た数
1年以上	直近1年間における全利用者等の延数を1年間の日数で除して得た数

平成28年3月7日 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議より
平成28年4月1日付けで施行

→開設時には通い3名、職員1名+訪問1名からスタート可となった。

登録・通い・泊まりの定員

通いサービス **登録定員の二分の一から十五人**（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十二人）まで

登録定員	通い定員
18名	9名～12名
24名	12名～15名
25名	13名～15名
26名、27名	13名～16名
28名	14名～17名
29名	15名～18名

宿泊サービス **通いサービスの利用定員の三分の一から九人**（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、六人）まで

通い定員	泊まり定員
12名	4名～9名
15名	5名～9名
18名	6名～9名

本日の内容

■ 小規模多機能の収支モデル

小規模多機能の収支モデル

小規模多機能 介護報酬

■地域	単位数	人数	介護報酬		
要支援1	3,418	0.0	0		0
要支援2	6,908	0.0	0		0
要介護1	10,364	6.0	621,840		6
要介護2	15,232	7.0	1,066,240		14
要介護3	22,157	7.0	1,550,990		21
要介護4	24,454	5.0	1,222,700		20
要介護5	26,964	3.0	808,920		15
登録合計		28	5,270,690		76
サービス提供640/500/350		28.0	0	平均介護度	2.7
看護加算900/700/480		28.0	196,000	要支援(人)	0.0
認知症加算800		14	112,000	処遇改善<I>	626,146
訪問1,000(登録50%以上)		28.0	280,000	特定処遇<I>	92,080
総合マネジメント1,000		28.0	280,000		
介護報酬計			6,138,690	総合計	6,856,917

■住宅系	単位数	人数	介護報酬		
要支援1	3,080	0.0	0		0
要支援2	6,224	0.0	0		0
要介護1	9,338	0.0	0		0
要介護2	13,724	0.0	0		0
要介護3	19,963	0.0	0		0
要介護4	22,033	0.0	0		0
要介護5	24,295	0.0	0		0
登録合計		0	0		0
サービス提供640/500/350		0.0	0	平均介護度	#DIV/0!
看護加算900/700/480		0.0	0	要支援(人)	0.0
認知症加算800		0	0	処遇改善<I>	0
訪問1,000<住宅系なし>		0	0	特定処遇<I>	0
総合マネジメント1,000		0.0	0		
介護報酬計			0	総合計	0

地域登録	28	100.0%	平均介護度	2.7
住宅登録	0	0.0%	要支援	0.0
登録合計	28		介護報酬	6,856,917

小規模多機能 人員配置

	人数	単価	合計	
管理者	1.0	400,000	400,000	※単価には、法定福利費(事業主負担分)、時間外手当等含む
看護正職	1.0	400,000	400,000	
ケアマネ	1.0	400,000	400,000	※賞与は正職員のみ
介護正職	6.0	260,000	1,560,000	
常勤パート	1.0	220,000	220,000	※月次には年間賞与を按分して計算
看護パート	0.6	260,000	156,000	
非常勤パート	3.0	185,000	555,000	
常勤換算	13.6			
毎月給与計			3,691,000	
年間賞与計(2.4月)			6,624,000	

小規模多機能

収支	
介護報酬<10割>	6,856,917
宿泊費	504,000
食事代	420,000
オムツ代	15,000
クリーニング代	10,000
医療材料費	2,000
その他	-
収入合計	7,807,917
人件費、法定福利費(事業主負担分)	3,691,000
賞与積立	552,000
光熱費(電気・ガス・水道代)	180,000
通信費(電話、ネット、郵送代)	30,000
消耗品費(ガムラン代、オムツ、消耗品)	50,000
修繕費	20,000
管理費(委託など)	-
雑費	150,000
保険料(車両保険、各種保険)	40,000
研修費(研修参加代、それにかかる交通費)	-
交際費(手土産、供花)	2,000
諸会費(町内会費)	500
給食材料費(おやつ、食事代)	250,000
事務用品費(事務用品、トナーなど)	30,000
賃貸料(駐車場、土地代など)	200,000
職員被服費(制服など)	10,000
宣伝費(広告)	15,000
リース料(車、機械等のリース)	150,000
厚生費(職員健康診断、予防接種)	25,000
借入金(返済)	500,000
税金(労働保険等)	60,000
支出計	5,955,500
利益	1,852,417

登録29名、通い18名、平均介護度2.7
 地域区分その他、処遇改善Ⅰ
 看護Ⅱ、認知症Ⅰ50%、訪問、総合泊まり9割弱、1泊2,000円

小規模多機能の収支モデル

要介護度	項目	登録者数					
		19名	21名	23名	25名	27名	29名
2.0	介護度別人数	7/7/3/2/0	8/7/3/3/0	9/8/3/3/0	9/9/4/3/0	10/9/5/3/0	12/9/4/3/1
	売上	460万	510万	555万	610万	660万	700万
	費用	595万	595万	595万	595万	595万	595万
	税引前利益	▲135万(▲30%)	▲85万(▲16%)	▲40万(▲7%)	15万(2.5%)	65万(10%)	105万(15%)
2.5	介護度別人数	6/5/3/3/2	6/6/4/3/2	7/6/4/3/3	7/7/5/3/3	8/7/5/4/3	8/8/6/4/3
	売上	500万	560万	610万	670万	720万	775万
	費用	595万	595万	595万	595万	595万	595万
	税引前利益	▲95万(▲20%)	▲35万(▲6%)	15万(2.5%)	75万(11%)	125万(17%)	180万(23%)
2.7	介護度別人数	4/5/5/3/2	5/5/5/4/2	5/6/6/4/2	5/6/7/5/2	6/6/7/5/3	6/7/8/5/3
	売上	530万	580万	635万	700万	760万	810万
	費用	595万	595万	595万	595万	595万	595万
	税引前利益	▲65万(▲12%)	▲15万(▲2.5%)	40万(6%)	105万(15%)	165万(22%)	215万(26%)
3.0	介護度別人数	3/3/7/3/3	3/4/7/4/3	3/4/9/4/3	3/5/9/5/3	3/6/9/6/3	3/6/11/6/3
	売上	560万	620万	685万	740万	800万	860万
	費用	595万	595万	595万	595万	595万	595万
	税引前利益	▲35万(▲6%)	25万(4%)	90万(13%)	145万(20%)	205万(25%)	265万(31%)
3.5	介護度別人数	1/2/7/5/4	1/3/7/5/5	1/3/8/6/5	1/3/9/7/5	1/4/9/7/6	1/5/9/7/7
	売上	610万	670万	730万	800万	860万	920万
	費用	595万	595万	595万	595万	595万	595万
	税引前利益	15万(2.5%)	75万(11%)	135万(18%)	205万(25%)	265万(31%)	325万(35%)
3%	5%	10%	15%	20%	25%	30%	35%
20万	30万	70万	100万	150万	200万	250万	300万

平成29年度介護事業経営実態調査

各介護サービスにおける収支差率

サービスの種類	28年度概況調査		29年度実態調査 対27年度増減	サービスの種類	28年度概況調査		29年度実態調査 対27年度増減
	27年度決算	28年度決算			27年度決算	28年度決算	
施設サービス () 内は税引後収支差率				福祉用具貸与	3.7% (3.0%)	4.5% (3.6%)	+0.8%
介護老人福祉施設	2.5% (2.5%)	1.6% (1.6%)	△0.9%	居宅介護支援	△1.8% (△2.1%)	△1.4% (△1.7%)	+0.4%
介護老人保健施設	3.2% (2.7%)	3.4% (3.0%)	+0.2%	地域密着型サービス () 内は税引後収支差率			
介護療養型医療施設	3.7% (2.7%)	3.3% (2.6%)	△0.4%	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	※6.8% (※6.5%)	4.8% (4.7%)	△2.0%
居宅サービス () 内は税引後収支差率				夜間対応型訪問介護	※3.6% (※3.6%)	※1.5% (※1.3%)	△2.1%
訪問介護	5.5% (4.6%)	4.8% (4.1%)	△0.7%	地域密着型通所介護	3.2% (2.8%)	2.0% (1.6%)	△1.2%
訪問入浴介護	2.7% (1.6%)	2.8% (2.1%)	+0.1%	認知症対応型通所介護	6.0% (5.7%)	4.9% (4.7%)	△1.1%
訪問看護	3.0% (2.3%)	3.7% (3.0%)	+0.7%	小規模多機能型居宅介護	5.4% (5.2%)	5.1% (4.9%)	△0.3%
訪問リハビリテーション	4.3% (3.6%)	3.5% (2.9%)	△0.8%	認知症対応型共同生活介護	3.8% (2.5%)	5.1% (4.8%)	+1.3%
通所介護	7.1% (5.6%)	4.9% (4.7%)	△2.2%	地域密着型特定施設入居者生活介護	※5.2% (※5.0%)	3.2% (2.9%)	△2.0%
通所リハビリテーション	4.6% (4.0%)	5.1% (4.7%)	+0.5%	地域密着型介護老人福祉施設	1.6% (1.6%)	0.5% (0.5%)	△1.1%
短期入所生活介護	3.2% (3.1%)	3.8% (3.8%)	+0.6%	看護小規模多機能型居宅介護	※6.3% (※6.3%)	※4.6% (※4.1%)	△1.7%
特定施設入居者生活介護	4.1% (2.7%)	2.5% (1.9%)	△1.6%	全サービス平均	3.8%	3.3%	△0.5%

収支差率 = (介護サービスの収益額 - 介護サービスの費用額) / 介護サービスの収益額

・ 介護サービスの収益額は、介護事業収益と借入金利息補助金収益の合計額

※ 介護事業収益は、介護報酬による収入（1割負担分含む）、保険外利用料収入、補助金収入（運営費に係るものに限る）の合計額

・ 介護サービスの費用額は、介護事業費用、借入金利息及び本部費繰入（本部経費）の合計額

注1：通所介護の平成28年度概況調査の数値については、従前の通常規模型と大規模型の数値（1月当たり延べ利用者数：300人超）を合算したものを掲載しており、地域密着型通所介護の数値については、従前の小規模型の数値（1月当たり延べ利用者数：300人以内）を掲載している。

注2：収支差率に「※」のあるサービスについては、集計施設・事業所数が少なく、集計結果に個々のデータが大きく影響しているため、参考数値として公表している。

注3：全サービス平均の収支差率については、総費用額に対するサービス毎の費用額の構成比に基づいて算出した加重平均値である。

令和元年度概況調査

各介護サービスにおける収支差率

サービスの種類	令和元年度概況調査			サービスの種類	令和元年度概況調査		
	29年度決算	30年度決算	対29年度増減		29年度決算	30年度決算	対29年度増減
施設サービス () 内は税引後収支差率				福祉用具貸与	4.7% (4.0%)	4.2% (3.4%)	△0.5% (△0.6%)
介護老人福祉施設	1.7% (1.7%)	1.8% (1.8%)	+0.1% (+0.1%)	居宅介護支援	△0.2% (△0.4%)	△0.1% (△0.4%)	+0.1% (0.0%)
介護老人保健施設	3.9% (3.7%)	3.6% (3.4%)	△0.3% (△0.3%)	地域密着型サービス () 内は税引後収支差率			
介護療養型医療施設	5.0% (4.0%)	4.0% (3.2%)	△1.0% (△0.8%)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6.3% (6.0%)	8.7% (8.5%)	+2.4% (+2.5%)
居宅サービス () 内は税引後収支差率				夜間対応型訪問介護	※4.2% (※4.2%)	※5.4% (※5.3%)	+1.2% (+1.1%)
訪問介護	6.0% (5.6%)	4.5% (4.1%)	△1.5% (△1.5%)	地域密着型通所介護	4.4% (4.0%)	2.6% (2.3%)	△1.8% (△1.7%)
訪問入浴介護	3.5% (2.0%)	2.6% (1.2%)	△0.9% (△0.8%)	認知症対応型通所介護	6.0% (5.8%)	7.4% (7.2%)	+1.4% (+1.4%)
訪問看護	4.6% (4.3%)	4.2% (4.0%)	△0.4% (△0.3%)	小規模多機能型居宅介護	3.4% (3.0%)	2.8% (2.5%)	△0.6% (△0.5%)
訪問リハビリテーション	4.6% (4.0%)	3.2% (2.6%)	△1.4% (△1.4%)	認知症対応型共同生活介護	5.1% (4.9%)	4.7% (4.4%)	△0.4% (△0.5%)
通所介護	5.5% (4.9%)	3.3% (2.8%)	△2.2% (△2.1%)	地域密着型特定施設入居者生活介護	1.9% (1.6%)	1.5% (1.2%)	△0.4% (△0.4%)
通所リハビリテーション	5.7% (5.1%)	3.1% (2.6%)	△2.6% (△2.5%)	地域密着型介護老人福祉施設	0.5% (0.5%)	2.0% (2.0%)	+1.5% (+1.5%)
短期入所生活介護	4.9% (4.8%)	3.4% (3.3%)	△1.5% (△1.5%)	看護小規模多機能型居宅介護	4.6% (4.2%)	5.9% (5.6%)	+1.3% (+1.4%)
特定施設入居者生活介護	1.9% (0.7%)	2.6% (1.3%)	+0.7% (+0.6%)	全サービス平均 () 内は税引後収支差率	3.9% (3.5%)	3.1% (2.8%)	△0.8% (△0.7%)

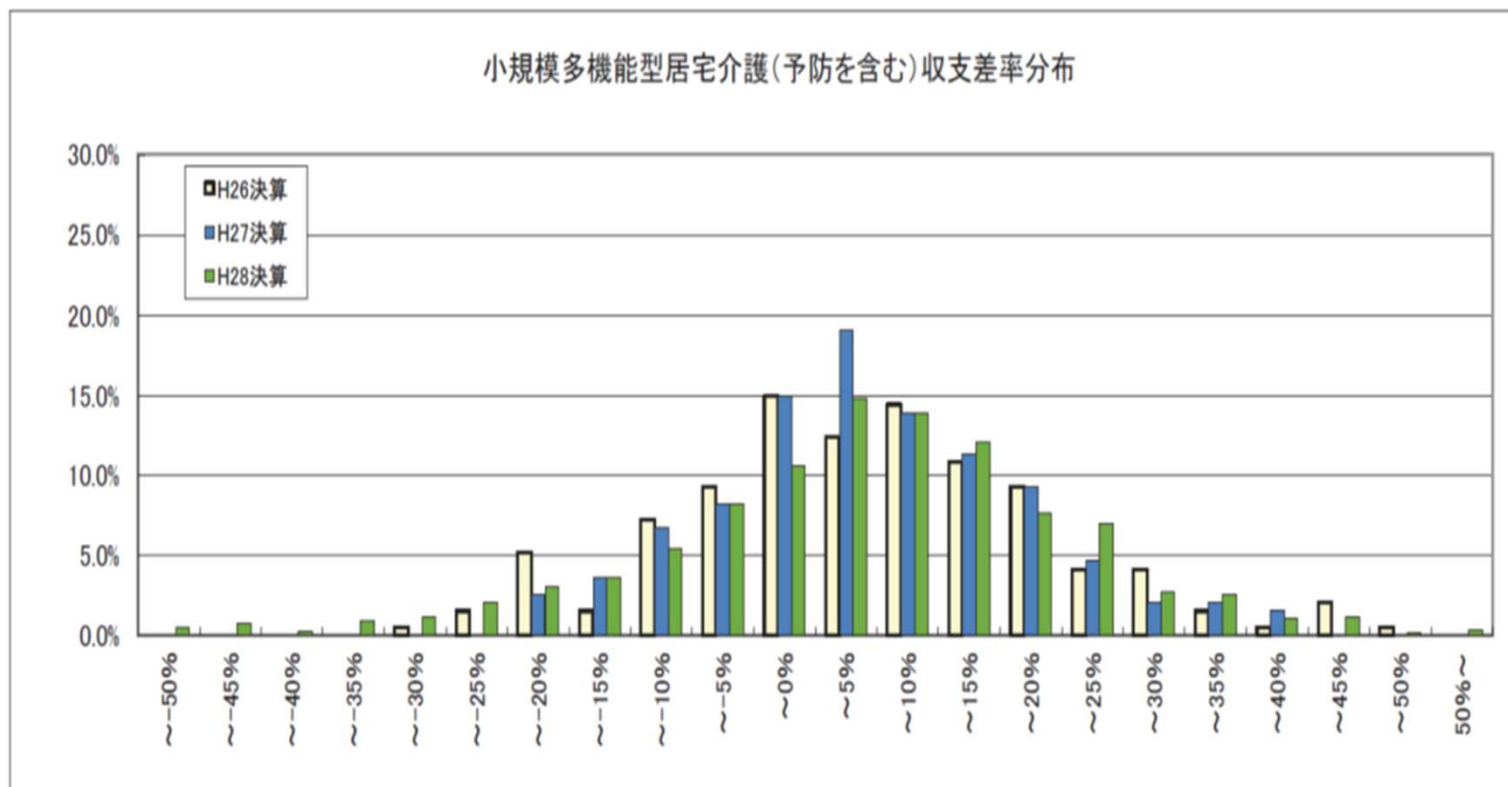
平成29年度介護事業経営実態調査

第18表 小規模多機能型居宅介護(予防を含む)

		平成28年度概況調査				平成29年度実態調査		(参考)平成26年実態調査	
		平成26年度決算		平成27年度決算		平成28年度決算		平成26年3月収支	
		千円		千円		千円		千円	
1	I 介護事業収益	(1)介護料収入	3,682	3,777	3,922	4,326			
2		(2)保険外の利用料	635	652	629	627			
3		(3)補助金収入	18	12	9	12			
4		(4)介護報酬査定減	-1	-1	-1	-3			
5	II 介護事業費用	(1)給与費	2,862	2,978	3,085	3,151	63.4%		
6		(2)減価償却費	185	183	184	217	4.4%		
7		(3)国庫補助金等特別積立金取崩額	-24	-27	-29	-34			
8		(4)その他	1,023	1,017	995	1,201	24.2%		
9		うち委託費	100	108	109	102	2.1%		
10	III 介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	16	23	7	6			
11	IV 介護事業外費用	(1)借入金利息	24	24	24	36			
12	V 特別損失	(1)本部費繰入	57	45	71	96			
13	収入 ①= I + III		4,351	4,462	4,565	4,969			
14	支出 ②= II + IV + V		4,126	4,221	4,331	4,668			
15	差引 ③=①-②		224	241	234	301	6.1%		
16	法人税等		11	11	12	16	0.3%		
17	法人税等差引 ④=③-法人税等		213	230	222	284	5.7%		
18	有効回答数		194	194	1,051	754			
※ 比率は収入に対する割合である。									
※ 平成28年度概況調査及び平成29年度実態調査における各項目の数値は、決算額を12で除した値を掲載している。									
※ 各項目の数値は、それぞれ表章単位未満で四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。									
19	a 設備資金借入金元金償還金支出		159	164	104	-			
20	b 長期運営資金借入金元金償還金支出		100	88	40	-			
21	参考:(④ + II(2) + II(3)) - (a+b)		115	134	234	-			
22	実利用者数			19.5人	20.1人	20.8人			
23	延べ利用者数			560.5人	617.1人	541.2人			
24	常勤換算職員数(常勤率)			11.1人 73.0%	10.9人 73.6%	11.2人 74.1%			
25	看護・介護職員常勤換算数(常勤率)			9.7人 71.8%	9.6人 72.9%	9.7人 73.4%			
常勤換算1人当たり給与費									
26	常勤	看護師		361,245円	365,282円	335,617円			
27		准看護師		335,665円	340,587円	308,845円			
28		介護福祉士		306,539円	316,432円	294,260円			
29		介護職員		275,227円	287,115円	262,448円			
30	非常勤	看護師		330,246円	334,828円	311,090円			
31		准看護師		333,233円	300,359円	249,904円			
32		介護福祉士		244,269円	265,414円	229,980円			
33		介護職員		226,816円	240,256円	221,891円			

平成29年度介護事業経営実態調査

34 実利用者1人当たり収入	229,064円	226,974円	238,945円
35 実利用者1人当たり支出	216,699円	215,343円	224,476円
36 常勤換算職員1人当たり給与費	280,492円	288,658円	267,461円
37 看護・介護職員(常勤換算)1人当たり給与費	268,983円	280,687円	257,299円
38 常勤換算職員1人当たり利用者数	2.1人	1.8人	2.2人
39 看護・介護職員(常勤換算)1人当たり利用者数	2.3人	2.1人	2.5人



平成29年度介護事業経営実態調査

第76表 小規模多機能型居宅介護(予防を含む) 1施設・事業所当たり収支額、収支等の科目、実利用者数階級別

		20人以下		21～25人		26人以上	
		千円		千円		千円	
1	I 介護事業収益	(1)介護料収入	3,164	4,403	5,324		
2		(2)保険外の利用料	540	699	768		
3		(3)補助金収入	10	8	8		
4		(4)介護報酬査定減	-1	-1	-0		
5	II 介護事業費用	(1)給与費	2,623	3,432	3,841	62.9%	
6		(2)減価償却費	158	204	227	3.7%	
7		(3)国庫補助金等特別積立金取崩額	-25	-32	-33		
8		(4)その他	840	1,086	1,296	21.2%	
9		うち委託費	87	126	143	2.3%	
10	III 介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	7	6	6		
11	IV 介護事業外費用	(1)借入金利息	19	27	33		
12	V 特別損失	(1)本部費繰入	58	72	109		
13	収入 ①=I+III		3,719	5,115	6,106		
14	支出 ②=II+IV+V		3,673	4,789	5,473		
15	差引 ③=①-②		46	326	632	10.4%	
16	法人税等		8	12	22	0.4%	
17	法人税等差引 ④=③-法人税等		38	313	610	10.0%	
18	有効回答数		502	353	196		
※ 比率は収入に対する割合である。							
※ 各項目の数値は、決算額を12で除した値を掲載している。							
※ 各項目の数値は、それぞれ表章単位未満で四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合等がある。							
19	a 設備資金借入金元金償還金支出		87	112	140		
20	b 長期運営資金借入金元金償還金支出		29	60	35		
21	参考:(④+II(2)+II(3))- (a+b)		55	313	630		
22	実利用者数		15.5人	22.9人	29.0人		
23	延べ利用者数		472.3人	704.9人	892.7人		
24	常勤換算職員数(常勤率)		9.4人	12.0人	13.4人	75.8%	
25	看護・介護職員常勤換算数(常勤率)		8.2人	10.5人	11.9人	75.7%	
26	常勤換算1人当たり給与費						
27	常勤	看護師	377,407円	341,848円	371,620円		
28		准看護師	356,241円	329,948円	324,943円		
29		介護福祉士	316,950円	325,022円	301,786円		
30		介護職員	292,352円	287,502円	276,329円		
31	非常勤	看護師	339,121円	332,245円	327,627円		
32		准看護師	301,531円	297,261円	304,200円		
33		介護福祉士	268,754円	263,723円	260,062円		
		介護職員	240,692円	240,765円	238,297円		
34	実利用者1人当たり収入		240,624円	223,188円	210,559円		
35	実利用者1人当たり支出		237,666円	208,976円	188,749円		
36	常勤換算職員1人当たり給与費		293,159円	287,120円	281,673円		
37	看護・介護職員(常勤換算)1人当たり給与費		284,686円	279,894円	273,643円		
38	常勤換算職員1人当たり利用者数		1.6人	1.9人	2.2人		
39	看護・介護職員(常勤換算)1人当たり利用者数		1.9人	2.2人	2.4人		

小規模多機能の収支を見る

■地域分析シート【鹿児島県霧島市】						
1. 基本情報			市		全国	コメント
都道府県	鹿児島県		—		—	※人口密度は、営業の効率性を示す
市区町村	霧島市		—		—	※世帯数は、地域営業の対象数を示す
面積	603.18		113.82km ²		378,000km ²	※後期高齢化率は、実際の介護需要
人口	125,919		385,803		128,000,000	※要介護認定率は、市町村によって差が大きい
人口密度	207人/km ²		3,340人/km ²		336	
世帯数	61,446		142,480		53,403,000	
高齢者数	32,791		101,210		34,590,000	
高齢化率	26.0%		26.2%		27.0%	
後期高齢者数	17,280		44,655		16,910,000	
後期高齢化率	13.7%		11.6%		13.2%	
認定者数	6,394		15,851		5,920,000	
要介護認定率	19.5%		15.7%		17.1%	
介護保険料(月)	5,980円		5284円		5869円	
2. 要介護別分布						
要介護度	人数	小計	割合	市 割合	全国 割合	コメント
要支援1	891	1730	27.1%	23.7%	27.9%	※軽度者が多いと小規模の収支があわない
要支援2	839					
要介護1	1,289	2309	36.1%	41.3%	37.3%	
要介護2	1,020					
要介護3	785	2355	36.8%	35.0%	34.8%	
要介護4	871					
要介護5	699					
合計	6394					

小規模多機能の収支を見る

3. 事業所数		市		全国		コメント
地域包括	10	2.3	0.0	4.5		※都道府県、全国の数値は人口比で示した
病院		5.3	0.0	8.3		
診療所	102	81.0	0.0	99.9		
居宅	46	29.8	0.0	40.0		
訪問介護	30	23.8	0.0	34.4		
訪問看護	15	14.2	0.0	9.4		
通所介護	22	25.5	0.0	22.7		
地域密着通所	24	11.6	0.0	20.7		
認知症通所	7	3.3	0.0	4.2		
通所リハ	18	5.0	0.0	7.5		
ショートステイ	13	7.9	0.0	10.7		
小規模多機能	18	5.6	0.0	5.0		
看護小規模	0	0.0	0.0	0.3		
定期巡回	0	0.3	0.0	0.7		
特養	9	4.6	0.0	7.6		
地域密着特養	3	2.3	0.0	1.9		
老健	5	2.6	0.0	4.2		
療養型	4	0.0	0.0	1.3		
GH	24	7.9	0.0	12.9		
介護付有料	10	3.6	0.0	5.1		
住宅型有料	22	15.5	0.0	5.3		
サ高住	10	0.0	0.0	6.9		
		71	45.3	0.0	55.1	
		21	9.6	0.0	15.0	
		66	27.1	0.0	30.2	

小規模多機能の収支を見る

4. 小規模多機能の状況		市			全国	コメント
事業所数	19	17.0			5000	鹿児島県の平均登録者数は19.7人
平均定員	24.0	26.2			25.5	
平均登録者数	19.7	19.8			19	
平均要介護度	2.3	2.5			2.5	
要支援比率	18.2%	9.2%				
第7期の公募		1.0			—	
人口比	約6,500人に1カ所	22000人			24000人	

5. 小規模多機能詳細

事業所名	おあしす福山	よいどこい	みどりの風	高崎リハウォーク 神	姫城の家	はな	ふれあい	陽だまり	よいやんせ	一休庵さりしま	うのき	おあしす国分	おあしす重久
開設年	2009	2012	2007	2013	2007	2008	2013	2014	2006	2007	2012	2012	2007
法人	営利	営利	社福	営利	社福	営利	社福	医療	営利	社福	医療	営利	営利
定員	29	24	25	13	20	6	19	29	25	25	25	29	29
登録者数	25	21	22	13	19	5	19	27	23	22	18	18	19
平均介護度	2.2	2.2	2.3	1.9	1.7	1.3	2.4	2.1	2.0	2.2	2.5	2.1	2.5
要支援比率	24.0%	4.8%	13.6%	0.0%	36.8%	20.0%	10.5%	22.2%	4.3%	31.8%	5.6%	44.4%	21.1%
要支援1	3	1	1	0	4	1	2	3	1	6	1	5	1
要支援2	3	0	2	0	3	0	0	3	0	1	0	3	3
要介護1	6	7	5	6	7	3	4	6	7	4	6	6	5
要介護2	7	5	9	3	3	1	7	9	8	5	4	0	3
要介護3	4	5	1	3	1	0	2	5	6	5	3	2	3
要介護4	0	3	3	1	1	0	3	0	1	1	1	1	2
要介護5	2	0	1	0	0	0	1	1	0	0	3	1	2
	9	8	6	6	9	9	7	5	4	4	6	9	9
事業所名	ふもとの家	敷根	神宮	ひまわり	協愛	がんばろ家							合計
開設年	2009	2012	2014	2007	2007	2014							—
法人	社福	社福☆	社福	営利	営利	営利							—
定員	29	29	25	25	25	25							456
登録者数	27	26	21	18	12	19	0	0	0	0	0	0	374
平均介護度	2.4	2.5	2.9	3.3	2.1	2.4	#####	#DIV/0!	#####	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	2.3
要支援比率	3.7%	23.1%	14.3%	11.1%	33.3%	26.3%	#####	#DIV/0!	#####	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	18.2%
要支援1	0	1	1	0	2	3							36
要支援2	1	5	2	2	2	2							32
要介護1	9	3	3	4	3	6							100
要介護2	5	8	4	1	2	3							87
要介護3	6	6	5	3	2	1							
要介護4	5	3	3	2	1	1							
要介護5	1	0	3	6	0	3							
	5	9	8	5	3	6							

小規模多機能の収支を見る



2020年8月3日

第181回 社会保障審議会介護給付費分科会

在宅の限界点を高める小規模多機能型居宅介護

特定非営利活動法人

全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会

〒105-0013東京都港区浜松町1-19-9井口ビル3階

TEL03-6430-7916 FAX03-6430-7918

<http://www.shoukibo.net/>

E-mail info@shoukibo.net

※一部表記を「全国小規模多機能連絡会」と略してします

出典の表記がないデータはすべて、令和元年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
「小規模多機能型居宅介護における経営の安定性確保や介護人材の確保等に関する調査研究事業(全国小規模多機能連絡会)」

第181回介護給付費分科会より

在宅の限界点を高める 小規模多機能型居宅介護を盤石なものとしていくための7つのこと

- 【1】 経営の安定性確保が急務
 - (1) 基本報酬の見直し
 - (2) 小規模多機能型居宅介護への評価
 - (3) 70%以上の充足率でも約半数が赤字
 - (4) 安定性を確保できない理由
 - (5) 役割発揮の場があることで、要介護度が改善
 - (6) 介護離職ゼロへ向けた支援
 - (7) 人材確保は困難・人材と資源の有効活用
- 【2】 加算の見直し
 - (1) 訪問体制強化加算のさらなる強化
 - (2) 総合マネジメント体制強化加算の強化（地域での利用者の生活を支える地域づくり）
 - (3) 居宅介護支援業務（入院時情報連携加算／退院・退所加算等）
 - (4) P D C A サイクルに基づく、柔軟な即時的対応による状態の悪化防止
 - (5) 離島・中山間地域等に対する加算の見直し
- 【3】 地域共生社会の実現への寄与／人員基準・運営基準の緩和
- 【4】 制度・仕組みについて／制度・仕組みの理解徹底
- 【5】 事務負担、効率化
- 【6】 新型コロナウイルス感染症について
- 【7】 地方分権改革に関する地方からの提案について

小規模多機能の収支を見る

【1】経営の安定性確保が急務／(1)基本報酬の見直し

小規模多機能型居宅介護事業者の願いは「安心して利用者を支えたい」

- 中重度者（要介護3～5）が約4割を占めており、従来の在宅の限界点を高めることも継続しつつ、早く出会って長いお付き合いをすることが、さらなる限界点引き上げにつながる。
- 定員の増加や経営規模の拡大による増収ではなく、まず、軽度から重度まで一貫して在宅で支えることができるよう、基本報酬の見直しをしてほしい。
- このままでは、休止・廃止の事業所が続々とでてきてもおかしくない。
- ◆24時間365日の安心とケアを提供しているが、地域密着型サービスの中で比較しても評価が低い
 - *新規利用は軽度者が多く、終了者は中重度者が多い。（平均要介護度は2.20）＝利用者の入れ替えは大幅な収入減となる。
 - *創設当初より要介護3～5は報酬が高く、要介護1、2は低い。

【要望事項】

- (1) 要介護1、2の基本報酬の見直し
- (2) 報酬構造の見直し（在宅の包括報酬型サービス 区分支給限度基準額の設定）

地域密着型サービス	実利用者の1人あたりの収入 (1日あたり)	実利用者の1人あたりの支出 (1日あたり)
定期巡回・随時対応訪問介護看護	(△2,655) 5,150	(△2,884) 4,702
夜間対応型訪問介護 ※1	(△ 690) 7,115	(△ 857) 6,729
地域密着型通所介護	(+ 779) 8,584	(+ 774) 8,360
認知症対応型通所介護（介護予防含む）	(+4,987) 12,792	(+4,256) 11,842
小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）	(± 0) 7,805	(± 0) 7,586
認知症対応型共同生活介護	(+5,285) 13,090	(+4,889) 12,475
地域密着型特定施設入所者介護 ※2	(+4,577) 12,382	(+4,613) 12,199
地域密着型介護老人福祉施設	(+5,266) 13,071	(+5,218) 12,804
看護小規模多機能型居宅介護	(+2,146) 9,951	(+1,777) 9,363

（統計では、「定期巡回」「小規模多機能」「看護小規模多機能」は月額表記だったため、他のサービスと合わせ日額に換算した）

※1 訪問1回あたり

※2 特定施設分以外を含む全体

出典：令和元年度介護事業経営概況調査（厚生労働省老健局老人保健課）

小規模多機能の収支を見る

【1】経営の安定性確保が急務／(3)70%以上の充足率でも約半数が赤字

◆定員の充足率が低いわけではないのに、安定性を確保できない

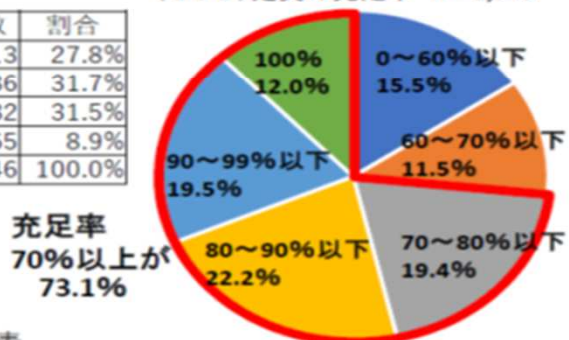
収支の状況は、31.5%が赤字、31.7%が均衡と回答している。定員の充足率は、定員100%を満たしているのは12.0%、90～99%以下は19.5%、70%以上の充足率となっているのは73.1%となっている。

収支別の充足率は、赤字と回答している事業所の半数（56.3%）が70%以上の充足率となっている。

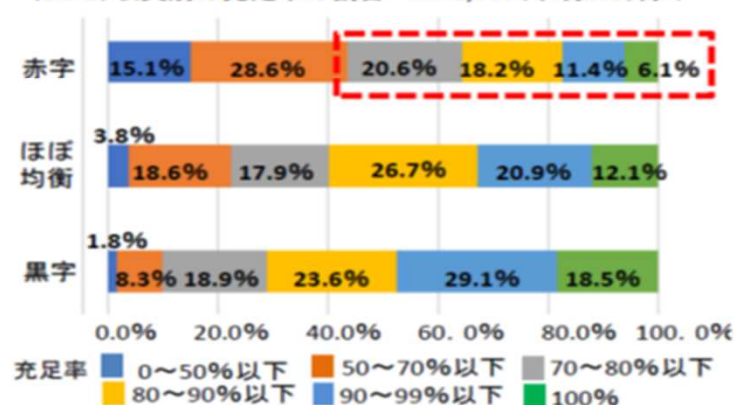
(1-3-1)収支の状況

収支の状況	該当数	割合
黒字	513	27.8%
ほぼ均衡	586	31.7%
赤字	582	31.5%
不明	165	8.9%
合計	1,846	100.0%

(1-3-2)定員の充足率 n=1,945



(1-3-3)収支別の充足率の割合 n=1,666(不明165)除く



◆収支の要因

黒字 につながる要素

「利用者とお付き合いができ、重度になっても利用し続ける利用者が増えた」38.1% (624事業所)

「加算により収入が増えた」23.4% (383事業所)

赤字 につながる要因

「新規登録者は軽度者が多く、契約終了者は中重度者が多いため」36.4% (595事業所)

「特養が要介護3以上と限定されたため、要介護3以上になると特養に行ってしまう」20.1% (329事業所)

(1-3-4)収支の要因

内容	該当数	割合
加算の取得により収入が増えた	383	23.4%
利用者とお付き合いができ、重度になっても利用し続ける利用者が増えた	624	38.1%
総合事業等の介護保険の直接給付以外の収入の確保できた	25	1.5%
介護保険以外の自主事業により収入が確保できた	33	2.0%
経費の節減(支出の見直し)をした	368	22.5%
ケアの向上と収入とが連動し、収入が増えた	141	8.6%
業務の一部(会計、食事、清掃等)を外注化し、支出を抑制できた	42	2.6%
規定以上の職員配置をしているため、人件費が高い	295	18.0%
新規登録者は軽度者が多く、契約終了者は中重度者が多いため	596	36.4%
特養が要介護3以上と限定されたため、要介護3以上になると特養に行ってしまう	329	20.1%
その他	308	18.8%
総計	1,636	100.0%

小規模多機能の収支を見る

【2】加算の見直し

小規模多機能型居宅介護事業者の願いは

「取り組んでいることを評価してほしい」

【要望事項】

- (1) 訪問体制強化加算のさらなる強化
- (2) 総合マネジメント体制強化加算の強化（地域での利用者の生活を支える応援団づくり）
- (3) 居宅介護支援業務（入院時情報連携加算／退院・退所加算等）
- (4) P D C A サイクルに基づく、柔軟な即時的対応による状態の悪化防止
- (5) 離島・中山間地域等に対する加算の見直し

◆「訪問」の重要性がさらに増している

経過とともに「訪問」機能の必要性が高まっている。「通いを中心として、訪問、宿泊を組み合わせて」から始まった小規模多機能型居宅介護であるが、訪問の増加傾向は年々強まっている。訪問は、時間、人が必要なものであり、今後もニーズに基づいて自宅や地域での支援ができるよう、実績を認めてほしい。

利用者数（10月末）	2019	2018	2017	2016	2015
現在の登録者数	20.9	20.5	20.3	19.4	19.0
1日あたりの通い利用者数	11.4	11.4	12.0	11.0	10.3
1日あたりの宿泊利用者数	4.3	4.2	4.6	4.4	4.8
1日あたりの訪問延べ利用者数	15.3	15.0	13.7	10.2	9.5

◆総合マネジメント体制強化加算の強化（地域での利用者の生活を支える応援団づくり）

利用者の自宅や地域での暮らしを支えるためには、周囲との調整や見守りネットワークの構築に時間をかけて取り組んでいる。また、運営推進会議では、利用者の困りごとを相談したり、地域の課題や防災等について考える場となっており、認知症高齢者を地域で支える姿が運営推進会議を通じて地域に発信され、ともに考える場となっている。

◆「居宅介護支援業務」の評価を

居宅介護支援事業所と同様に、「入院時情報連携加算」「退院・退所加算」等、取り組んでいるものについて評価してほしい。

◆P D C A サイクルに基づく、柔軟な即時的対応がポイント

日々変化する状況への対応策を多職種によるミーティングで話し合い、柔軟かつ迅速にチームで対応することができる。ケアマネジメントとサービスが一体で提供される強みであり、在宅生活継続のポイントである。

◆離島・中山間地域等に対する加算の見直し

他の訪問系サービスと同様に離島・中山間地域等に対する加算を算定できるようにしてほしい。

経営状況について

- 登録定員は**29名**、稼働はもちろん**100%**
- 平均要介護度**は最低でも**2.5**、可能な限り**3.0**を狙う
- 要支援**は**2名**以内（多くても3名、つまり**10%未満**）
- 訪問体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算などの**大きな加算**は必ず算定
- 人員は**法定人員程度**で考える
- 月次で100～150万円**程度の利益（**利益率15%～20%**）
200万円（25%）も不可能ではない

講演・コンサルティング実績と主なテーマ

- 保健・医療・福祉サービス研究会「小規模多機能の完全理解と開設運営ノウハウ習得講座全6回コース」「介護支援専門員の理論と実務完全マスター全6回コース」
- WJUI監査法人「改正社会福祉法セミナー」
- C-MAS介護事業経営研究会「小規模多機能の管理運営」「介護事業所の営業」
- 日総研出版「ケアマネジメント業務の実践力&指導力セミナー全3回」「管理者育成全6回コース」
- 関西看護出版「介護現場の虐待防止の具体策」「ケアマネジャー受験対策合宿講座」
- TKC全国会「小規模多機能と看護小規模多機能の経営実態」
- アドバンス経営「稼働率アップ!10の秘訣セミナー」
- 株式会社日本経営「小規模多機能の管理運営」
- 地域密着ケア・地域包括ケア全国研修会「介護事業所の虐待防止」
- ビズアップ総研「ケアプラン立案の方程式」
- 福祉と介護研究会35「ケアプラン立案の方程式」
- 雲母書房「介護現場の虐待防止の具体策」
- 倶楽部くればす「介護現場をよくする話」
- リコージャパン「人を活かす介護施設の人事制度とキャリアパス構築」
- 東海医療科学専門学校 作業療法科「日常生活活動学全7回コース」
- 福祉の資格の学校キャリアアップ「ケアマネ受験対策講座」「スキルアップセミナー(毎月)」
- 全国有料老人ホーム協会「ケアプラン立案の方程式」
- 愛知県一宮市ケアマネT「介護保険改正の動向」
- 福島県福島市介護支援専門員連絡協議会「ケアプラン立案の方程式」
- 静岡県掛川市介護支援専門員連絡協議会「困難が介護観を深くする!」
- 岐阜県グループホーム協会「介護現場の虐待防止の具体策」「権利擁護全3回」
- 三重県社会福祉士会「介護現場の権利擁護」
- 三重県介護支援専門員協会桑員支部「介護予防ケアプラン」
- 三重県介護支援専門員協会三河支部「ケアプラン立案の方程式」
- 街かどケア滋賀ネット「介護事業所の管理運営」
- 広島県尾道市介護支援専門員連絡協議会「指導者のためのケアプラン立案の方程式」
- 島根県浜田地区広域行政組合「ケアマネジメントの虐待防止力!」
- 鳥取県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会「地域包括ケアにおける小規模多機能の役割」
- 鳥取県鳥取市「ケアプラン立案の方程式」
- 愛媛県松山市社会福祉協議会「ケアプラン立案の方程式」
- 愛媛県社会福祉協議会「個別ケアの具体策」
- 四国ブロックヘルパー研修会「介護事業所の管理・運営」
- 香川県グループホーム・小規模多機能連絡協議会「介護事業所の虐待防止の具体策」
- 北海道の社会福祉法人「介護職の魅力と責任 再発見講座」
- 北海道の医療法人「小規模多機能の開設支援」
- 青森県の社会福祉法人「小規模多機能の管理運営」
- 福島県のNPO法人「ケアプラン立案の方程式」
- 福島県の社会福祉法人「経営幹部・管理者・ケアマネ育成」「法令遵守」「マニュアル作成支援」
- 新潟県の社会福祉法人「ケアマネジメント全3回コース」
- 東京都の株式会社「小規模多機能の営業・稼働率向上」
- 愛知県の社会福祉法人「マニュアル作成支援」
- 愛知県の社会福祉法人「小規模多機能の管理運営全3回コース」
- 愛知県の医療法人「契約書、重要事項説明書の見直し」
- 愛知県のNPO法人「介護事業所の管理運営」
- 愛知県の株式会社「介護事業所の管理」「家族・地域との連携」
- 愛知県の株式会社「介護職の基本姿勢」
- 愛知県の医療法人「月3回の介護塾(管理職、ケアマネ、介護職向け)」
- 岐阜県の医療法人「小規模多機能の営業・稼働率向上」
- 三重県のNPO法人「サービス提供責任者の業務」
- 滋賀県の社会福祉法人「介護事業所の管理運営全2回」
- 滋賀県のNPO法人「ケアマネジャー受験対策講座」
- 山口県の医療法人「小規模多機能の管理運営」
- 鹿児島県のNPO法人「介護事業所の管理運営」
- 宮崎県の株式会社「小規模多機能の開設支援」

著書・雑誌連載



天晴れ介護サービス総合教育研究所

6月のオンライン企画（詳細はHPより）

- **6月1日**：管理職向けzoomセミナー（第1回）
- **6月8日**：facebookライブ（zoomセミナー＆facebook活用進化論）
- **6月13日**：ケアマネジャー向けzoomセミナー（第2回）
- **6月13日**：zoomによる無料相談会（お一人様30分程度）満席！
- **6月15日**：facebookライブ（職場をよくする対話型リーダーシップ実践会）
- **6月16日**：管理職向けzoomセミナー（第2回）
- **6月17日**：無料zoomセミナー
『ウィズコロナ時代の「人」とともに成長する介護事業セミナー』
～利用者・家族・職員・地域から選ばれるために～
- **6月23日**：事業経営実践塾（第2回）
- **6月29日**：facebookライブ（マンスリー・ジャーナル6月号）

天晴れ介護サービス総合教育研究所

7月のオンライン企画（詳細はHPより）

➤7月11日（土）

- 10：00～12：00 小規模多機能zoomセミナー（第1回）
- 12：30～13：00 facebookライブ（継続のチカラについて）
- 19：30～21：30 ケアマネジャー向けzoomセミナー（第3回）

➤7月23日（木）

- 10：00～16：00 zoomによる無料相談会（お一人様30分）5枠あります！
 - 21：00～22：00 facebookライブ（6月のzoomセミナーダイジェスト）
- ※職場をよくする対話型リーダーシップ実践会限定

➤7月25日（土）

- 10：00～12：00 管理職向けzoomセミナー（第3回）
- 12：30～13：00 facebookライブ（マンスリー・ジャーナル7月号）
- 19：30～21：30 法定研修シリーズzoomセミナー（第1回）

➤7月28日（火）

- 13：30～18：00 事業経営実践塾（第3回）

天晴れ介護サービス総合教育研究所

8月のオンライン企画（詳細はHPより）

➤8月3日（月）

20：00～21：00 facebookライブ（山下総司さんとの対談ライブ！）

➤8月8日（土）

10：00～12：00 小規模多機能zoomセミナー（第2回）

19：30～21：30 ケアマネジャー向けzoomセミナー（第4回）

➤8月22日（土）

10：00～12：00 管理職向けzoomセミナー（第4回）

14：00～15：00 facebookライブ（マンスリー・ジャーナル8月号）

19：30～21：30 法定研修シリーズzoomセミナー（第2回）

➤8月24日（月）

13：30～18：00 事業経営実践塾（第4回）

➤8月26日（水）

21：00～22：00 facebookライブ（7月のzoomセミナーダイジェスト）

※職場をよくする対話型リーダーシップ実践会限定

➤8月27日（木）

9：00～13：00 zoom無料相談会（お一人様30分）4枠あります！

天晴れ介護サービス総合教育研究所

9月のオンライン企画（詳細は後日）

➤9月12日（土）

- 10：00～12：00 小規模多機能zoomセミナー（第3回）
- 14：00～15：00 facebookライブ（内容未定）
- 19：30～21：30 ケアマネジャー向けzoomセミナー（第4回）

➤9月21日（月）

- 10：00～16：00 zoom無料相談会（お一人様30分）5枠
 - 21：00～22：00 facebookライブ（8月のzoomセミナーダイジェスト）
- ※職場をよくする対話型リーダーシップ実践会限定

➤9月22日（火）

- 10：00～12：00 管理職向けzoomセミナー（第5回）
- 14：00～15：00 facebookライブ（マンスリー・ジャーナル9月号）
- 19：30～21：30 法定研修シリーズzoomセミナー（第3回）

➤9月28日（月）

- 13：30～18：00 事業経営実践塾（第5回最終回）

小規模多機能セミナー

ご清聴ありがとうございました！



天晴れ介護サービス総合教育研究所

代表 榊原宏昌